

2022 年 4 月の施行・変更事項

令和 4 年 4 月に施行または変更となる事項のご紹介をします。

1. 年金手帳の廃止

令和 4 年 4 月から年金手帳は廃止され、今後は基礎年金番号通知書が発行されるようになります。既に交付されている年金手帳についてはそのまま保有することになりますが、再交付はできなくなります。入社時の基礎年金番号の確認書類としては、人により年金手帳か基礎年金番号通知書その他になります。

2. 在職する年金受給者の、賃金と年金の関係がより複雑に

年金額は毎年 4 月に見直されます（令和 4 年度の年金額は 0.4% 引き下げ）。年金を賃金額により減額する仕組み（在職老齢年金）にも以下の変更があり、年金額改定通知書が届き疑問に思う労働者の方も出てくるかもしれません。厚生年金適用の事業所が支払う賃金は被用者の年金と密接な関係にありますので、事業所の説明を求められることもあるかと思えます。

（1）在職老齢年金の計算方法の変更

賃金と年金の合計額が一定以上になると全部または一部の年金が停止されます。令和 4 年 4 月から 60～64 歳以上の老齢厚生年金受給者については、その合計額の基準が 28 万円から 47 万円に緩和され、総報酬月額相当額と年金月額の合計額が 28 万円から 47 万円の方は年金支給が停止されなくなります。なお、65 歳以上の合計額の基準 47 万円に変更はありません。

※他に、60 歳時から賃金より低減したために受給する高年齢雇用継続給付によっても在職老齢年金に影響があります。

（2）在職定時改定の導入

これまで 65 歳以上の在職中の方の老齢厚生年金は、被保険者として保険料を納付していても、退職等により厚生年金被保険者の資格を喪失するまで額が改定されませんでした。令和 4 年 4 月からは年金額が毎年 10 月に改定されるようになり、年金額が少しずつ上がっていくことが見込まれます。

ただし、2（1）の基準にかかり全額停止になっている場合には影響がありませんし、賞与支給や賃金額変更により総報酬月額相当額が変わると在職老齢年金が再計算されることにも注意が必要です。

3. 保険料率変更（一部予定）

労災保険	料率の変更はありません。（3 年ごとの見直し、前回検討は令和 3 年度）						
雇用保険	国会に提出されており、以下のように改定される予定です。 確定したら、年度の途中で変更になるため注意が必要です。						
	期間	令和 4 年 4 月～9 月			令和 4 年 10 月～令和 5 年 3 月		
	負担	労働者	事業主	全体	労働者	事業主	全体
	一般の事業	3/1000	6.5/1000	9.5/1000	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
	農林水産業及び 清酒製造業	4/1000	7.5/1000	11.5/1000	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設業	4/1000	8.5/1000	12.5/1000	6/1000	10.5/1000	16.5/1000	
※事業主負担には二事業分 3.5/1000（建設業 4.5/1000）含む							
健康保険	協会けんぽは令和 4 年 3 月分（4 月納付分）から変更となります。 東京支部 98.1/1000 ※その他の道府県、健康保険組合は別途確認してください。						
介護保険	協会けんぽは令和 4 年 3 月分（4 月納付分）から 16.4/1000 に変更となります。 ※健康保険組合は別途確認してください。						

※給与計算で使う料率を当事務所 web ページに記載しています。 <https://www.kaito-sr.com/keisan>

ホームページ「開東社会」「かいとうしゃかい」で検索 <https://www.kaito-sr.com/>

Facebook ページ

<https://www.facebook.com/kaitosr.tokyo/>

※本記事の無断

転載は禁止しています。

社会保険労務士法人 開東社会保険労務事務所

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 7 階

TEL 03-3369-7411/8411

FAX Stop! 次回以降の FAX がご迷惑の場合は恐れ入りますがご連絡下さい。

FAX 03-3369-2711